

料金の新旧対照表

○使用料の改定（平成23年4月～）

（ ）内は平成23年3月までの料金

●市民会館ホール使用料

区分\時間	9時～13時	13時～17時	17時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時
平日	12,680円 (10,570円)	15,860円 (13,220円)	15,860円 (13,220円)	28,540円 (23,790円)	31,720円 (26,440円)	44,400円 (37,010円)
土曜日 日曜日 祝日	14,070円 (11,730円)	17,600円 (14,670円)	17,600円 (14,670円)	31,670円 (26,400円)	35,200円 (29,340円)	49,270円 (41,070円)

※規定時間を超えて使用した場合は、その超えた時間1時間につき3,620円(3,020円)を徴収する。

●新習志野公民館陶芸窯使用料

区分	使用料金
素焼き	1,150円 (960円)
本焼き	1,440円 (1,200円)

●富士吉田体育館使用料

	9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時
高校生以下	840円 (700円)	1,050円 (880円)	1,260円 (1,050円)	1,890円 (1,580円)	2,310円 (1,930円)	3,150円 (2,630円)
一般	1,680円 (1,400円)	2,110円 (1,760円)	2,530円 (2,110円)	3,790円 (3,160円)	4,640円 (3,870円)	6,320円 (5,270円)

●富士吉田青年の家使用料

使用者	区分	単位	金額	
			市内	市外
小中学生	宿泊料	1人1泊	240円	710円
高校生	宿泊料	1人1泊	400円 (350円)	820円 (710円)
青年	宿泊料	1人1泊	1,050円 (910円)	2,100円 (1,820円)
一般	宿泊料	1人1泊	1,260円 (1,090円)	2,520円 (2,180円)

※暖房をした場合は、1人1泊につき120円(100円)を加算する。

●葬具の使用料

	単位	使用料金
祭だん	一式	3,780円 (3,150円)

※葬具の使用時間は原則として24時間として、これを超える場合は24時間毎に基本料金の5割増とする。超える時間が24時間未満であっても24時間とする。

●勤労会館体育場部分使用料

時間	9時～12時		12時15分～14時15分		14時30分～16時30分	
区分\使用者	高校生	一般	高校生	一般	高校生	一般
3分の2	520円 (440円)	1,050円 (880円)	400円 (340円)	840円 (700円)	400円 (340円)	840円 (700円)
2分の1	390円 (330円)	800円 (670円)	310円 (260円)	640円 (540円)	310円 (260円)	640円 (540円)
3分の1以下	250円 (210円)	520円 (440円)	190円 (160円)	430円 (360円)	190円 (160円)	430円 (360円)

●勤労会館施設使用料

施設\時間		9時～12時	12時15分～14時15分	14時30分～16時30分
研修室(1室につき)		130円	90円	90円
和室(1室につき)		40円	30円	30円
トレーニング室	一般	310円 (260円)	210円 (180円)	210円 (180円)
	市内在住 65歳以上	150円 (130円)	90円 (80円)	90円 (80円)
会議室A	全室	270円	180円	180円
	3分の2室	180円	120円	120円
	3分の1室	90円	60円	60円
会議室B		70円	50円	50円
テニスコート(1面につき)		1,340円 (1,120円)	900円 (750円)	900円 (750円)

●海浜霊園管理料

種別	単位	金額
第一種	一使用場所1年につき	4,710円 (3,930円)
第二種		9,440円 (7,870円)
第三種		3,610円 (3,010円)

●鷺沼霊堂管理料

区分	単位	金額
納骨壇	1基1年につき	6,300円 (5,250円)

○手数料の改定（平成23年4月～）

（ ）内は平成23年3月までの料金

●交付手数料

区分	金額
習志野市民証	430円 (360円)
急病診療所の診断書等	730円 (610円)
急病歯科診療所の診断書等	730円 (610円)

○手数料の改定（平成23年5月～）

（ ）内は平成23年4月までの料金

●一般廃棄物処理手数料（動物の死体処理手数料を除く）

種別	処理区分	金額
し尿	改正なし	
浄化槽汚泥		
その他の一般廃棄物	市の処理施設に搬入する場合	10キログラムにつき190円(170円)
	家庭廃棄物のうち規則で定める粗大ごみを市が収集、運搬及び処分をする場合	10キログラムにつき370円(310円)を基準とし、品目別に1,850円(1,550円)を超えない範囲で規則で定める額

○このほか、4月より保育所及び東習志野こども園（長時間児）の保育料が、7月より下水道使用料が改定されます。